

■令和元年度「情報公開条例・個人情報保護条例」の運用状況を公開します

白鷹町情報公開条例は、行政の説明責任を明らかにし、わかりやすい町政の実現を目的としています。

また、白鷹町個人情報保護条例は、行政が保有する個人情報の保護および適正な取り扱いについて定めることにより、個人の権利・利益を保護することを目的としています。

●期間 平成31年4月1日（令和2年3月31日）

●根拠条例 白鷹町情報公開条例第26条・白鷹町個人情報保護条例第39条

●令和元年度の運用状況（件）

項目	町長部局	議会事務局	教育委員会	町立病院
情報公開請求	2	0	9	0
情報公開等決定	2	0	3	0
情報公開不服申立	0	0	0	0
個人情報開示等請求	1	0	0	0
個人情報開示等決定	1	0	0	0
個人情報保護不服申立	0	0	0	0

※教育委員会の情報公開請求9件のうち、6件は令和2年度に決定が行われたものです

【問い合わせ】
総務課総務係
☎ 85-6120

■介護保険負担限度額認定証の更新受付を開始します

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方に、介護保険係から申請書を送付します。対象の方は、更新の手続きをお願いいたします。

●申請期間 7月13日（月）～

31日（金）

●申請場所 健康福祉課（健康福祉センター内）



介護保険負担限度額認定証

【問い合わせ】

健康福祉課介護保険係

☎ 86-0213

第1弾!!

泊まって泊まってキャンペーンを実施します

新型コロナウイルス感染症の拡大で大きな影響を受けている町内宿泊事業者や観光拠点施設を支援します。今回は、第1弾として、町内・県内在住者向けに事業を実施します。

この機会に町内宿泊施設を利用して、自鷹を元気にしましょう！

《事業概要》

町内宿泊施設で8000円以上の宿泊プランを利用したお客様に、3000円分のクーポン券(1000円×3枚)をお渡しします。

《対象施設》(利用可能な宿泊施設)

- ・パレス松風 ☎ 85-1001
- ・いきいき深山郷のどか村 ☎ 85-0380
- ・353KUROGAMO ☎ 090-4273-3423
- ・白鷹温泉白鷹荘 ☎ 090-3139-0912
- ・農家民宿山野草 ☎ 87-2018

《申込方法》

各宿泊施設に直接お申込みください。

《利用期間》

6月15日（月）～令和3年2月末日まで

《利用方法》

クーポンは、町内観光拠点施設（どりいむ農園直売所、あゆ茶屋）で利用できます。
※3000円のうち2000円を上限に宿泊代に利用することも可能です。
※他のクーポンと併用はできません。

《クーポン発行数》 700件

【事業実施主体・問い合わせ】

白鷹町遊楽回廊協議会
(事務局：(一般)白鷹町アルカディア財団)
☎ 85-1001

医療証について

子育て世帯、障がいをお持ちの方々の経済的負担軽減のため、医療費の自己負担分を無料にする医療証を交付しています。

	⑧ 重度心身障がい(児)者医療証	⑨ ひとり親家庭等医療証	⑩ 子育て支援医療証 しらたか元気っ子事業の医療証
対象となる方	<p>■障がいをお持ちの方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>①身体障害者手帳1・2級 ②精神障害者保健福祉手帳1級 ③療育手帳A ④国民年金障害等級1級 ⑤公的年金各法の障害等級1級 ⑥特別児童扶養手当1級 ⑦療育手帳B、かつ身体障害者手帳3級</p> <p>※所得制限などにより給付対象とならない場合があります。詳しくはご相談ください。</p>	<p>■18歳以下の児童を扶養している方および児童で、次のいずれかに該当する方</p> <p>①配偶者のいない方およびその児童 ②配偶者が重度の心身障がいにより長期にわたって労働能力を失っている方およびその児童 ③父母のいない18歳以下の児童 ④「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に基づく法律(DV防止法)」に基づく保護命令の申し立てを行い、現に配偶者に当該命令が発せられた方およびその方に扶養されている児童</p> <p>※所得制限などにより給付対象とならない場合があります。詳しくはご相談ください。</p>	<p>■白鷹町にお住まいの高校3年生の年齢までの方</p> <p>※就職などにより親の扶養を外れた方は対象外です。</p> <p>■就学のため町外に住所を移した方で、保護者の住所が白鷹町にある方</p>
申請に必要なもの	<p>・保険証 ・印鑑</p> <p>・対象となることを確認できる下記の手帳など 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・障害年金証書(障害基礎年金・その他公的年金)・恩給証書・特別児童扶養手当証書</p>	<p>・対象となる方の保険証</p> <p>・印鑑</p> <p>※特別な理由により就労できない場合はご相談ください。</p> <p>※他に書類が必要になる場合があります。(就労証明書など)</p>	<p>・お子さんの保険証</p> <p>・印鑑</p> <p>※高校生相当年齢の方や新規該当者の方(出生、転入)は申請が必要になります。</p>
	<p>★マイナンバーのわかるもの(個人番号カードもしくは通知カード)をお持ちください。 通知カードをご持参いただく場合は、本人確認のための運転免許証も提示してください。</p> <p>★前年または前々年の所得額、所得税額のわかるものが必要になる場合があります。</p>		



重度心身障がい(児)者医療証(⑧)およびひとり親家庭等医療証(⑨)の更新受付を開始します

現在交付している重度心身障がい(児)者医療証およびひとり親家庭等医療証の有効期限は令和2年6月30日です。引き続き交付を希望される方は更新の手続きが必要になります。有効期限をご確認の上、手続きをしてください。

▶更新の時期 **6月22日(月)～29日(月)**
※なお、新規の申請は随時受け付けています。

【医療証の申請窓口・問い合わせ】

役場1階 町民課国保医療係 ☎85-6130